

販売代理店に関する変更届出事項の合理化

改正の経緯・概要

- 令和元年に導入された販売代理店の届出制度は、法律事項として、販売代理店の委託元の事業者や上位の販売代理店の「氏名又は名称及び住所」の変更となった時に変更届出が必要となっている。
- 一方、事業者によっては多数(数百～)の代理店を持つものも少なくないため、委託元の事業者や販売代理店の住所変更等の際に多数の届出を要する事態が生じている。
- 委託元の事業者や上位の販売代理店の「氏名又は名称及び住所」等の軽微な変更の情報については、電気通信事業者の変更届出等で把握が可能であるため、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)において、総務省令で定める軽微な変更については変更届出を不要とする旨の改正を行ったところ、同法の施行に合わせ、当該軽微な変更について、総務省令において定めるもの。

改正案

条文案

規定の趣旨

○電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)(抄)

(媒介等の業務の届出等)

第39条(略)

2～4(略)

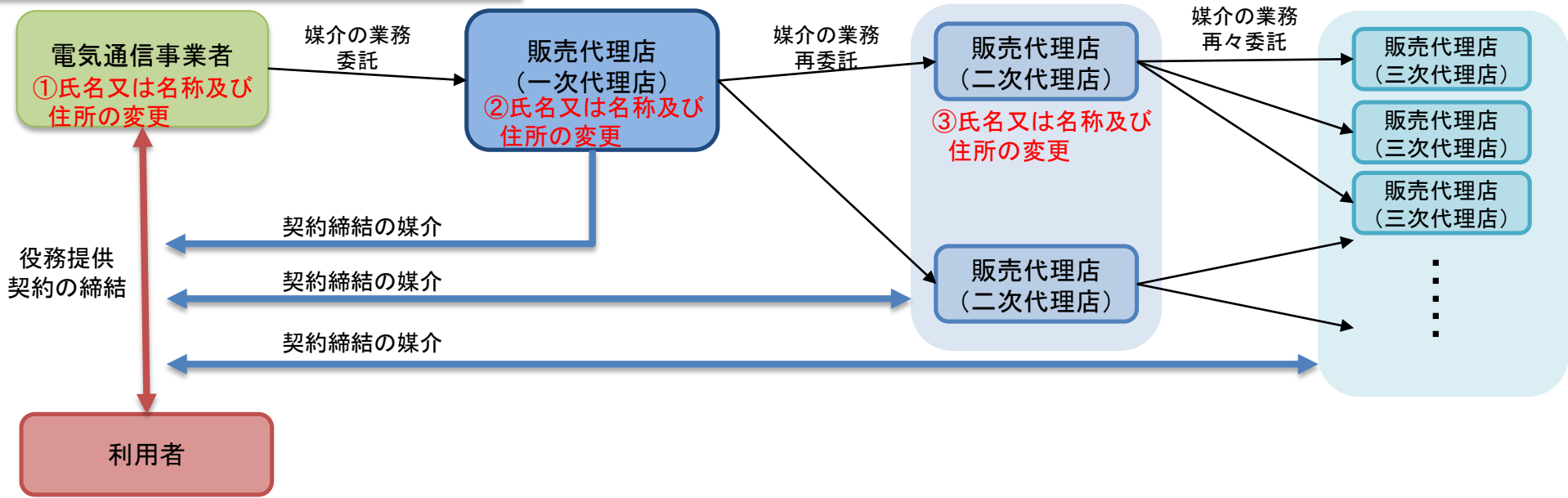
5 法第七十三条の二第二項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、同条第一項第二号又は第三号に定める事項のみの変更とする。

6～9(略)

- 届出媒介等業務受託者と委託元電気通信事業者等との間の委託関係の変更を伴わない、当該委託元電気通信事業者等の氏名又は名称及び住所のみの変更等を想定。
- 本改正により、委託元電気通信事業者等の氏名又は名称及び住所の変更時に、同者から委託を受けた媒介等業務受託者の変更届出提出は不要。

販売代理店の契約イメージ及び変更届出の要否の例

販売代理店の契約関係のイメージ



変更届出要否 (例)

改正前

	届出等の要否			
	電気通信事業者	一次代理店	二次代理店	三次代理店
①の場合	要(※1)	要	要(※2)	要(※2)
②の場合	不要	要(※3)	要	不要
③の場合	不要	不要	要(※3)	要

※1 電気通信事業法第13条第4項又は第16条第2項の変更届出

※2 電気通信事業法第73条の2第1項第3号の変更が生じた場合に限る

※3 電気通信事業法第73条の2第2項の変更届出

改正後

	届出等の要否			
	電気通信事業者	一次代理店	二次代理店	三次代理店
①の場合	要(※1)	不要	不要	不要
②の場合	不要	要(※3)	不要	不要
③の場合	不要	不要	要(※3)	不要